



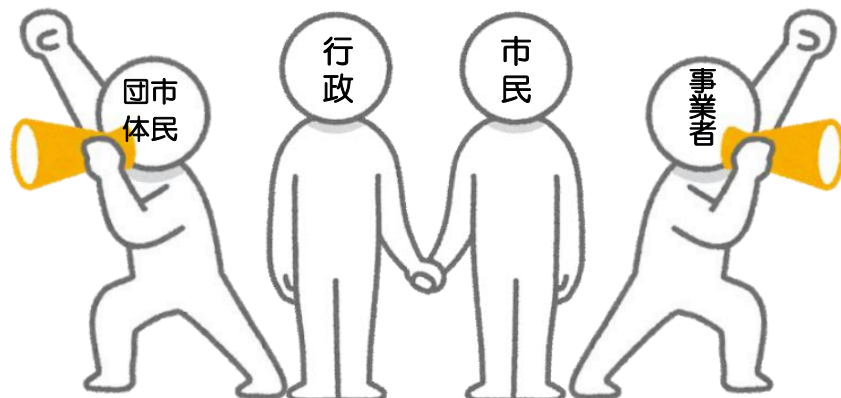
館林市 市民協働の指針

- た がいを理解し尊重し
- て を取り力を合わせると
- バ イタリティと
- や さしさあふれるまちになる
- し めんが主役のたてばやし

目 次

はじめに	1
1. 暮らしの中で協働を意識する	1
2. 協働とは	3
3. 協働の必要性	3
4. 新しい公共	3
5. 策定の目的	4
6. 協働の主体	5
7. 市民と行政の特性	6
8. 市民協働の領域	7
9. 市民協働の形態	8
10. 市民協働の基本原則	9
11. それぞれの役割	10
12. 市民協働事業の進め方	11
13. 市民協働にふさわしい分野	11
14. 市民協働により期待できる効果	12
15. 推進体制の整備	12
16. 本市の市民協働事業例	13

合言葉は、
全員参加型のまちづくり「協働」



はじめに

市の人口は、少子高齢化が進む中、２００５年（平成１７年）頃をピークに減少傾向が始まり、今後もその傾向が更に加速することが予想されています。一方で高齢人口（６５歳以上）は増加傾向にあり、私たちの生活は大きな影響を受けることが予想されます。

人口減少が進むと

- 若い世代が減少するため地域経済が衰退し、まちに活気がなくなります。
- 労働人口の減少により税収も減少し、自治体の財政運営は更に厳しくなります。
- 医療や福祉などの社会保障関係に係る費用が増大し、新たな課題に対応しづらくなります。

幸せな暮らしを守るため

自治体の財政が厳しさを増す中、拡大・多様化する市民のニーズにどのように応えていくのかという差し迫った課題に対し、市民一人ひとりがサービスを受け取るだけでなく、提供する側にもなる「協働」という発想が生まれました。

今、この全員参加型のまちづくり「協働」に大きな期待が寄せられています。

１．暮らしの中で協働を意識する

かつては、隣近所とのお付き合いや地区や地域のコミュニティ（婦人会、青年団、子ども会など）の中でお互いに助け合うような地域社会が形成され、個人や家庭が直面している困難な問題にいち早く気づいたり、声かけや見守りが日常的に行われていたりして、地域の安心や安全につながっていました。

しかし、現代では住民同士のつながりや地縁組織が希薄化していることもあり、市民同士や地域コミュニティが担っていた部分を公的な支援の対象と考える傾向も見受けられます。

このまま行政サービスへのニーズが膨らみ続けると、結果的に市民にとってもサービスの提供が受けづらくなってしまうことも懸念されます。

そこで、自助（まず自分でやる）や共助（助け合い）を意識し、地域の課題や問題を他人事と捉えるのではなく、自分の事として考え行動することが大切です。

地域社会を支える三助

自助

個人や家族でできることは、自ら行う

共助

一人ではできないことは、地域や団体で行う

公助

行政でしかできないことは、行政が行う

【現実】 不安定



【理想】 安定



あれっ、江戸時代にも同じような事を考えた人がいたな

『成せばなる、成さねばならぬ何事も、成らぬは人の成さぬなりけり』という言葉聞いたことがありますか。これは、江戸時代の米沢藩の藩主 うえすぎようざん 上杉鷹山（1751～1822年）の有名な言葉です。

彼は、財政が危機的状況の藩の立て直しを行う際に、自ら助ける「自助」、近隣社会が互いに助け合う「互助」、藩政府が手を貸す「扶助」の3つの精神（三助の精神）が重要だと唱えました。藩士(武士)には、倹約と自ら作物の生産に加わることを命じ、民衆には自立と助け合い、地域の連携を呼び掛けました。団結し危機を乗り越えた藩は、物質的にも精神的にも豊かな地域になりました。

これに感銘を受けたJ・F・ケネディ大統領が、就任演説に尊敬する上杉鷹山の思想を取り入れたことでも話題となりました。

住民と地域、行政それぞれが持てる力を発揮し社会を築くということは、時代や国を越えて受け継がれる素晴らしい精神なのですね。

2. 協働とは

「協働」とは、市民をはじめ市民活動団体、事業者、行政が公共の担い手として地域の課題やまちづくりの活動に取り組むことをいいます。それぞれがまちづくりに役割と責任を持ち、活動することで住みやすいまちを目指すものです。

「協働」は、各自が地域に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わろうとする意識を持つことからスタートします。

3. 協働の必要性

急速に進む少子高齢化、核家族化や都市化の進展などにより家族間や地域間での助け合いの精神が弱くなっている一方で、ライフスタイルや価値観の変化により、市民のニーズは多様化しています。

このような状況の中、全ての課題に行政だけで対応することは、たいへん難しい状況になっています。こうした厳しい状況を乗り越えるためにも、みんなで知恵と力を持ち寄る「協働」が必要になります。

4. 新しい公共

財政や人材が豊かな時代には、公共的なサービスは全て行政が担うべきものとの考えが主流でした。しかし、最近では市民活動を通じて公共的な課題に取り組む市民も現れています。

市民自らが地域をより良くする意識を持ち、公共の担い手として活躍する「新しい公共」という考え方が徐々に広がり始めています。

これにより市民は、多様なニーズに対応し、柔軟で先駆的なサービスを受けられるなどの効果とともに、自らが地域づくりの主役となることが期待されています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 まちづくりとは 】・・・・・・・・・・・・・・・・

道路や施設など目に見えるものを整備するだけでなく、社会、文化、環境などさまざまな分野で市民の生活をより良くする取り組みを行うこともまちづくりです。

5. 策定の目的

少子高齢化や人口減少が進むと、様々な困難な課題が発生することが予想されています。

これからのまちづくりは、行政だけではなく市民や市民活動団体、事業者の方にも主体的にまちづくりに加わっていただく、全員参加型のまちづくり「協働」がたいへん重要になっています。

「協働」という言葉は何となく聞いたことがあっても、自分とは関係のないことだと思っている方もいるかもしれません。しかし、「協働」は私たちのこれからの暮らしと深く関係しています。

この協働の指針は、市民や行政が「協働」についてのルールを理解し、十分に活用することで、協働が進み定着することを目的に策定するものです。

全員参加型の
まちづくり

= 協働



・・・・・・・・・・【 協働がこれからのまちづくりの基本です 】・・・・・・・・・・

本市では、「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画後期基本計画 - 水と緑と人が輝く共創都市たてばやし（2016～2020）」の中に重要な施策の一つとして「まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる」とし、さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、共にまちを創ることをこれからのまちづくりの基本としています。

6. 協働の主体

この指針において市民とは、館林市に住んでいる人、働いている人、学んでいる人及び各種団体（市民活動団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、地縁組織など）、事業者（会社、協同組合）などを含みます。これら全てが協働の活動の主体となります。

○市民活動団体とは

市民が自主的・自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動を行う団体です。

「社会的秩序を乱すおそれのある活動」を行う団体や「宗教の布教や信者の強化育成」を目的とする団体、「政治上の主義の支持や反対」を目的とする団体は除きます。

○NPO法人とは

利益を得ることが目的ではなく、社会貢献を目的とする団体をNPOといいます。特に、特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を得たNPOがNPO法人です。「NPO」は「Non Profit Organization」の頭文字を取ったもので「民間非営利組織」という意味です。

○地縁組織とは

行政区や町内会など、皆さんが住む地区や地域に縁のある人たちで構成される団体です。

・・・・・・・・・・・・・【 協働にはどんな種類があるの？ 】・・・・・・・・・・・・・

協働の種類	市民と市民の協働	市民（民間）同士の協力
	市民協働	市民と行政の協力
「市民と市民の協働」も増えていくことが、活気に満ちたより良いまちづくりにつながります。行政以外でも団体同士で協力していくことで、単独では難しい活動を行えるようになり、更に充実したまちづくりを進めることができます。		

7. 市民と行政の特性

市民協働を行うときには、お互いの特性を理解することが重要です。

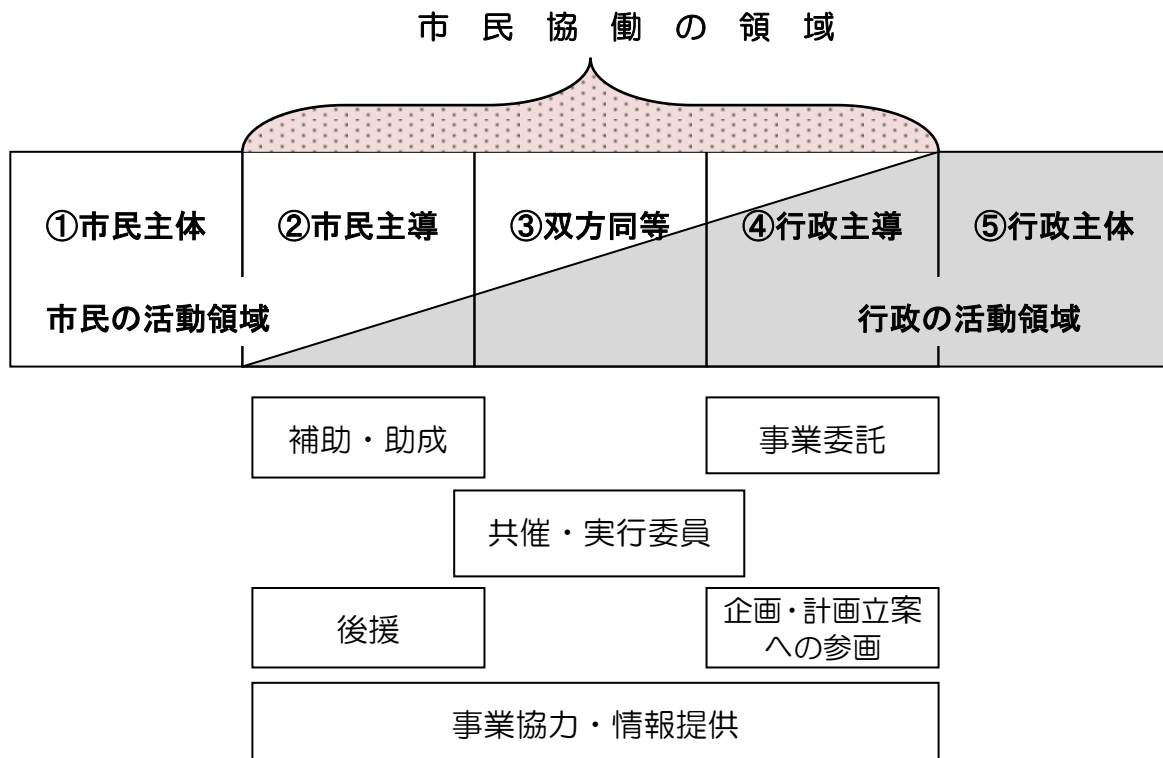
主 体	行動の 基本原則	得意なこと	苦手なこと
市民	自発的 自主的 柔軟性	○専門分野の知識が豊富で個別のニーズや多様なニーズに対応できます。 ○現場の声が届きやすくなっています。 ○自由度が高く先駆的・柔軟な対応ができます。 ○迅速な対応ができます。	○資金の確保が難しく、サービスの対象地域が限定されます。 ○多数の人を対象にするサービスの提供が困難です。 ○人材の確保が難しいため人材不足やメンバーの固定化や高齢化により活動の衰退化が懸念されます。 ○情報発信力が弱い面があります。
行政	平 等 公 平 継続性 安定性	○財源が確保しやすく広範囲に安定的なサービスを提供できます。 ○多数の人を対象にするサービスを提供できます。 ○人材を安定的に確保できます。 ○情報発信手段(広報・HP)を豊富に持っています。	○公平・中立の観点から多様な個別なニーズへのサービスの提供が困難です。 ○現場の声が届きにくい場合があります。 ○安定性はありますが、先駆的・柔軟な対応をとりにくい面があります。 ○多くの人に同時にサービスを提供するため、迅速さに欠けることがあります。



市民と行政が得意なことと苦手なことを
お互いに補い合うと
更に住みやすいまちになります！

8. 市民協働の領域

様々な社会活動の中で、市民と行政の協働に関する活動領域は、下図のように表すことができます。市民協働により事業を行ううえでは、十分に協議・確認しながら、対等なパートナーであるという意識を持ち進めることが大切です。



- ① 市民主体：市民が単独で活動する領域
- ② 市民主導：市民が主体的に活動し、行政が支援する領域
- ③ 双方同等：市民と行政が対等に活動する領域
- ④ 行政主導：市民の協力を得ながら、行政が主導する領域
- ⑤ 行政主体：行政が単独で活動する領域

9. 市民協働の形態

市民と行政の協働には、次のような形態があります。

形 態	説 明	事 例
共 催 実行委員	市民と行政がともに主催者となり、協力して一つの事業を行うこと	講演会・フォーラム まつり実行委員会など
事業協力 情報提供	市民と行政がお互いの特性を生かし役割や経費を分担し、一定期間、継続的に協力して事業を行うこと	ボランティア登録制度 出前講座など
企画・計画 立案への 参 画	行政が事業の企画や計画を立案するときに市民からの意見や提言を取り入れること	審議会委員公募 アンケート調査 パブリックコメントなど
事業委託	行政の責任において担うべき事業の中で、市民が有する専門性や特性を生かした方が効果的な取り組みについて委託すること	施設管理委託 託児サポートなど
補 助 助 成	市民が主体的に取り組む公益的な事業に、行政が活動資金の支援を行うこと	補助金 助成金など
後 援	市民が主催する公益性の高い事業に対して、行政が実施を承認すること	講演会、講座、 イベントなど

10. 市民協働の基本原則

1 相互理解の原則

○市民と行政は、コミュニケーションを図り、お互いの特性や能力を理解します。
お互いの特性（得意なことや苦手なこと）が分かると協働がしやすくなります。

2 目的・目標共有の原則

○お互いの目的が一致しなくてはなりません。なんのために協働するのかという目的を明確にし、いつまでにどのような成果を挙げるか目標を共有します。

3 自主・自立の原則

○お互いが依存することなく、自立していることが大切です。お互いの特性を生かすため、それぞれの自主性や自立性を尊重します。

4 対等の原則

○協働するもの同士は、上下関係ではなくパートナーとして対等な関係にあることを認識し、主体的に活動します。責任の所在や範囲について共通認識を持ちます。

5 評価の原則

○一定の期間を決めて振り返りの機会を持ちます。
お互いの立場で検証すると新たな気づきがあり、発展や改善につながります。

6 公開の原則

○市民と行政それぞれが持つ情報を広く公開し、透明性を高めて市民が参加しやすい環境づくりを目指します。

色々な人たちが繋がると
ネットワークが広がり、
協働の可能性が高まります。



11. それぞれの役割

1 市民の役割

- 自分のまちは自分たちでつくるという意識を持ちます。
- 自分の持っている能力や知識を生かし、市民活動やまちづくり活動へ参加します。

2 市民活動団体等の役割

- 事業内容の積極的な情報公開を行い社会的な認知度を高め、市民に参加のきっかけや活動の場を広く提供します。
- 団体の特性を生かして、地域や他の活動団体とのつながりを築きます。

3 事業者の役割

- 地域の一員であるという意識を持ち、市民や市民活動団体、行政と連携しながら、企業としての社会貢献に努めます。
- 従業員や構成員が、地域活動やボランティア活動に参加しやすいよう環境を整えます。

4 行政の役割

- 職員や市民の協働に対する理解を深め、意識の向上を図るため、各種講座や講演会を開催し、人材を育成します。
- 日頃から市民や市民活動団体とのコミュニケーションを深め、協力や連携しやすい環境を整えるとともに、活動に携わる人たちの交流の機会を確保します。
- 広報紙やホームページ、出前講座などさまざまな方法で情報発信し、協働の考え方やその取り組みを広げます。
- パブリックコメント制度や各種審議会委員の公募などを活用し、市民の意見を市政に反映させることができる仕組みを充実させます。
- ボランティアや市民協働に対する意識を高めるため、子どもの頃から学習や体験の機会を提供します。

★市民活動を応援するために、市民活動団体等に寄附することや賛助会員になることもたいへん有効な手段です。寄附を通して、自分たちの住むまちをより良くするための取り組みを行っている市民活動団体等を応援することができます。

1 2. 市民協働事業の進め方

地域の課題など		
1 (PLAN)	ニーズの把握・計画立案 (対等の立場)	持っている知識や情報を出し合い、事業を企画・計画します。
2 (PLAN)	事業目的の共有 (相互理解)	課題を共有し、事業の目的を市民と行政で確認します。
3 (PLAN)	役割分担と責任の確認 (自立した体制づくり)	目標を定め、役割分担を決定します。費用や責任の所在を明確にし、取り組み体制を整備します。
4 (DO)	協働事業の実施 (協働・行動)	それぞれの特性や長所を生かし、効果的な方法で事業を実施します。
5 (CHECK)	評価・点検 (情報公開)	事業を当事者や第三者に公表し、評価を受けます。
6 (ACT)	改善 (フィードバック)	事業の改善に取り組み、次の協働事業に生かします。

1 3. 市民協働にふさわしい分野

公共的な課題解決を、市民や市民活動団体等が担っている部分も多くなっています。

○協働にふさわしい分野の例

自然・環境・観光

- 環境問題 ○観光振興
- ごみの減量化 ○リサイクル
- 公園・道路などの管理協力

健康・福祉・子育て

- 子育て支援 ○健康づくり
- 青少年の育成 ○人権擁護
- 高齢者・障がい者への支援

市民参加・地域社会

- 住民自治組織 ○防犯・防災
- 地域まちづくり
- 市民活動の中間支援

教育・芸術文化

- 国際交流 ○生涯学習の支援
- 地域スポーツの推進

14. 市民協働により期待できる効果

1 市民のメリット

- 多様なニーズに沿ったサービスが受けられます。
- 自分の経験や能力を生かし活動すると「生きがい」や「充実感」が得られます。
- 自らのニーズを、まちづくりの課題として反映させる機会が生まれます。

2 市民活動団体等のメリット

- 行政と協働して実績を残すことにより、活動の社会的認知度や団体の信頼度が高まります。
- 活動が更に活性化され、団体の活動基盤が安定します。

3 事業者のメリット

- 地域コミュニティの一員として活動することにより、事業活動に対しても地域社会の理解が得られるなど社会的評価が高まります。

4 行政のメリット

- 業務の改善につながり、市民参加のまちづくりが推進できます。
- 行政だけでは対応が難しい課題に幅広く対応することができます。

15. 推進体制の整備

○館林市市民協働庁内推進会議

市役所の各部署間の連絡・調整や、職員の意識向上、市民協働の推進に取り組むため、市民協働庁内推進会議に加え、市民協働に関係性の深い職員によるワーキンググループを設置しています。

16. 本市の市民協働事業例

館林市では、さまざまな市民協働の取り組みが行われています。

協働を広げ、住みやすいまちをつくりましょう。

○自然・環境・観光

建設業者などが協力して道路の清掃活動を行います。



道路クリーン作戦

つつじまつりの期間中、観光客に園内案内や歴史解説を行います。



つつじガイドボランティアの会

○健康・福祉・子育て

学校や図書館・イベント等で子どもたちに読み聞かせをします。



読み聞かせボランティア

有志により地域の高齢者の交流の場をつくっています。



いきいきふれあいサロン

○市民参加・地域社会

住民が地域の防犯のためにパトロールしています。



防犯パトロール

公園の管理業者がイベントを行い、収益を動物の餌代に充てます。



小動物とのふれあい in 中央公園

○教育・芸術文化

ボランティアの講師が、外国人に日本語を教えます。



日本語ボランティア教室

科学館で行う工作や講座を手伝います。



向井千秋記念子ども科学館ボランティア友の会

第1版：平成29年6月

お問い合わせ

〒374-8501 群馬県館林市城町 1-1
館林市役所 市民協働課市民協働係

TEL：0276-72-4111

FAX：0276-72-3297

Eメール：kyodo@city.tatebayashi.gunma.jp

ホームページ：http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/